

「海洋環境をはじめとする自然環境の保全につき講ずべき措置」 の検討について

1. 背景

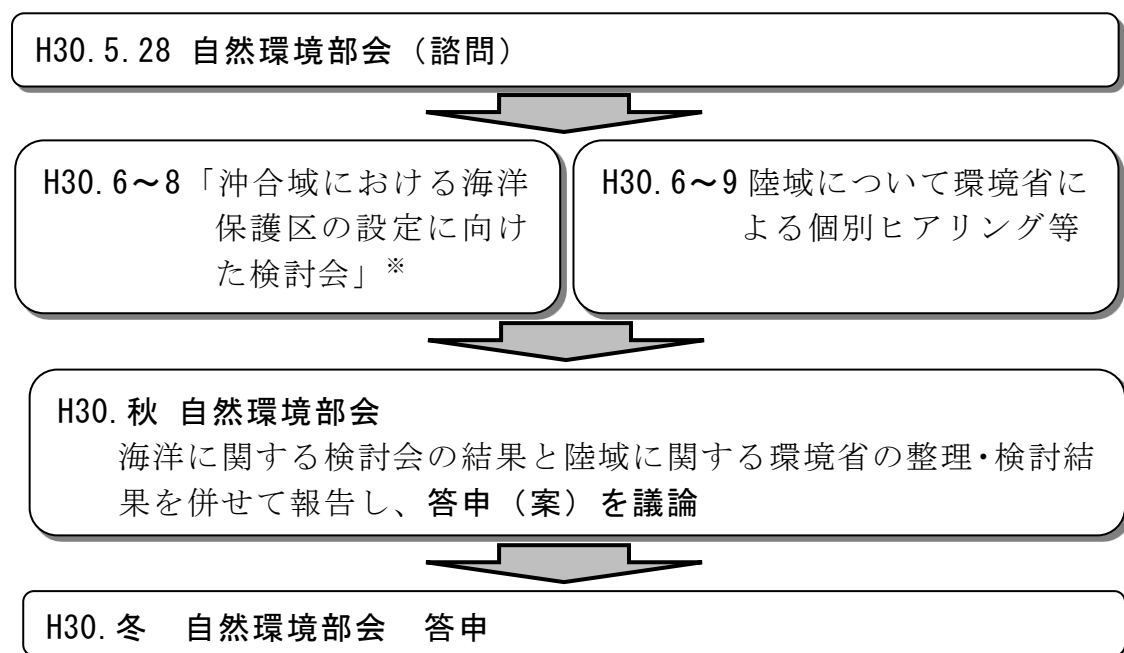
○海洋保護区について、以下の状況を踏まえ、沖合域における海洋保護区の設定を進める必要があるため、自然環境保全法による海洋保護区の設定を基礎として、今後の具体的な検討を進めていく必要がある。

- ・沖合域に存在する豊かで特有の生態系（海山、熱水噴出域、湧水域、海溝等）に対し、人為活動が及ぼす直接的な影響を軽減又は回避する有効な手段を講じる必要があるが、沖合域の生物多様性の保全に関しては、具体的な施策は一部（関係省庁による資源管理の取組や種レベルでの保護等）を除き講じられておらず、沖合域の海洋保護区の設定も十分とは言えない。
- ・沖合域における資源利用等については、同海域における生物多様性の保全の重要性を十分認識した上で、適切な資源管理と環境配慮を行っていくことが重要である。

○平成22年4月に施行された自然環境保全法の一部を改正する法律（平成21年法律第47号）附則に基づき生態系維持回復事業の創設等について検討するため、自然環境保全地域等のシカ被害等の被害状況を整理したところ、現時点で生態系維持回復事業の導入の必要性は確認されていない。

○平成22年4月に施行された自然環境保全法の一部を改正する法律（平成21年法律第47号）附則に基づき、海洋環境の保全に関する自然環境保全法の規定について検討が必要。

2. 検討の進め方



※「沖合域における海洋保護区の設定に向けた検討会」は、中央環境審議会及び自然環境部会の一部の委員に加え、関係する分野の専門家により構成。

沖合域における海洋保護区の設定に向けた検討会 名簿
(平成30年6月5日時点)

(五十音順、敬称略)

氏名	所属等
岩崎 望	立正大学 教授
大塚 直	早稲田大学法学学術院 教授 中央環境審議会 委員
河野 真理子	早稲田大学法学学術院 教授
白山 義久	海洋研究開発機構 特任参事 中央環境審議会自然環境部会 臨時委員
福島 朋彦	海洋研究開発機構 海底資源研究開発センター 環境影響 評価研究グループリーダー
藤倉 克則	海洋研究開発機構 海洋生物多様性分野 分野長
牧野 光琢	水産研究・教育機構中央水産研究所 経営経済研究センター 水産政策グループ長

※今後、委員が追加される場合があります。